

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

～令和7年4月1日から段階的に施行～

育児・介護休業法が改正されました。事業主の皆様はご確認・ご対応をお願いいたします。

1~9 ▶令和7年(2025)4月1日から施行

1 義務(就業規則等の見直し)

子の看護等休暇の内容を見直し 小学校3年生修了までに対象拡大ほか

2 義務(就業規則等の見直し)

所定外労働の制限 小学校就学前の子を養育する労働者へ拡大

3 選択する場合は就業規則等の見直し

短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワークを追加

4 努力義務(就業規則等の見直し)

育児のためのテレワーク導入

5 義務

育児休業取得状況の公表義務適用拡大 従業員数300人超の企業

6 労使協定を締結している場合は要対応

介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

7 義務

介護離職防止のための雇用環境整備

8 義務

介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

9 努力義務(就業規則等の見直し)

介護のためのテレワーク導入

10⑪ ▶令和7年(2025)10月1日から施行

10 義務(就業規則等の見直し) 柔軟な働き方を実現するための措置等

事業主は3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

選択して講ずべき措置

- (1) 始業時刻等の変更 (2) テレワーク等 (3) 保育施設の設置運営等
- (4) 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与
- (5) 短時間勤務制度

} フルタイムでの柔軟な働き方

また、3歳未満の子を養育する労働者に対して子が3歳になるまでの適切な時期に選択した制度に関して個別の周知・意向確認を行わなければなりません。

11 義務 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産を申し出たときと、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

- (1) 勤務時間帯(始業および終業の時刻) (2) 勤務地(就業の場所) (3) 両立支援制度等の利用期間
- (4) 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)

また、事業主は聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは

奈良労働局雇用環境・均等室へ

TEL:0742-32-0210
(受付時間 8:30~17:15)
(土日祝日 年末年始を除く)

奈良県
最低賃金

令和7年
11月16日から
時間額

1,051円
前年比
65円 UP

[お問い合わせ先] 奈良労働局労働基準部賃金室

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 TEL 0742-32-0206

詳細はこち
https://jsite.mhlw.go.jp/nara-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/tингin/hourei_seido/02saitetingin.html

